

平成 27 年度 第 1 回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	平成 27 年 7 月 27 日（金） 松江市役所 本館西棟 5 階 防災センター	
委 員	委員長 朝田 良作（島根大学法科大学院教授） 委 員 安部寿鶴子（道の駅本庄企業組合専務理事） 上田 務（松江工業高等専門学校環境・建設工学科名誉教授） 丑久保和彦（弁護士） 後藤 勇（公認会計士）	
審議対象期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 落札率等の状況について ● 入札方式別発注工事等の状況について ● 指名停止等の運用状況について等 	
審 議 事 項	抽出案件数 5 件	
	一般	松江市宮庭球場人工芝張替工事
	指名	黒田 2 号雨水排水ポンプ槽・圧送管設置工事
		平成 26 年度 松江市道路台帳補正業務委託（数値地形図補正）
		市道古志大野線道路改良その 11 工事
随契	松江フォーゲルパーク動く歩道整備工事	
（備考） 抽出の考え方（抽出担当委員） 次の点に着目し、案件の抽出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ● 落札率が高い又は低い ● 契約額が大きい ● 低入札価格調査制度が不適用 		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見又は勧告の内容	なし	

※ 参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	松江市宮庭球場人工芝張替工事		
工期	平成26年12月5日～平成27年3月16日		
工事種別	ほ装工事		
工事概要	工事場所：松江市上乃木十丁目地内 庭球場人工芝張替工 東西テニスコート16面及び練習コート3面 施工面積12,310m ²		
入札参加資格	<p>① 格付け又は総合点数</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定なし <p>② 営業所所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定なし <p>③ 工事实績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成11年度以降に完成した下記工事の施工実績があること。 国（公団、公社を含む。）、都道府県（公社を含む。）又は市町村が発注した1契約で面積4,000平方メートル以上の人工芝の新設又は全面改修工事。 <p>④ 配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者との直接的かつ恒常的（開札の日以前3ヶ月以上）な雇用関係があること。 ● 平成11年度以降に元請の監理（または主任）技術者若しくは現場代理人として、完成引渡しの済んでいる下記の工事に従事した実績を有する者であること。 運動施設工事（陸上競技場、テニス場、運動場、野球場、サッカー場、ゲートボール場、ホッケー場におけるグラウンド整備）の施工実績 ● 監理技術者にあつては、ほ装工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。 		
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成26年10月29日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。		
入札参加資格確認申請業者数	6者		
入札参加業者数	6者	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	129,556,800円		

最低制限価格（税込）	設定なし
契約金額（税込）	35,316,000 円（落札率：27.26%）
入札の経緯 及び結果	<p>平成 26 年 11 月 28 日 開札 最低価格者：奥アンツーカ株式会社山陰営業所</p> <p>平成 26 年 12 月 1 日 事後審査の結果、奥アンツーカ株式会社山陰営業所に落札決定 （詳細は「入札調書」のとおり。）</p>

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	黒田2号雨水排水ポンプ槽・圧送管設置工事
工期	平成26年12月26日～平成27年3月25日
工事種別	土木一式工事
工事概要	<p>工事場所 松江市黒田町地内</p> <p>浸水被害軽減のため、マンホール形式のポンプを増設する事業のうち、ポンプ槽及び圧送管を設置する工事。</p> <p>マンホール形式ポンプ槽 φ1.80m、h=7.60m N=1 槽 圧送管 塩ビ管 VP200 L=32.6m 鋼管 200A L=2.9m 接続桝 B500×L1600 N=2 基 ヒューム管 φ300 L=4.7m 既設水路閉塞工 N=4 箇所 舗装復旧工 一式</p>
工事のランク	A、B、C、D
指名業者数	15者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、次の条件を満たす43者のうちから、15者をローテーションで選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所が松江市橋北地区にあること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	5者
予定価格(税込)	16,107,120円
最低制限価格(税込)	13,901,760円
契約金額(税込)	15,336,000円(落札率:95.21%)
入札の経緯及び結果	平成26年12月22日 開札 有限会社 岩崎重機建設に落札決定 (詳細は「入札調書」のとおり。)

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
業務名	平成26年度松江市道路台帳補正業務委託（数値地形図補正）
履行期間	平成26年12月16日～平成27年2月27日
業務種別	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要	<p>道路管理者には、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第28条により道路台帳の調製・保管が義務付けられている。</p> <p>本業務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成25年度工期、平成26年度前期における市道認定・廃止 ● 平成25年度における道路改良工事 等 <p>により、市道の現況に変化の生じた箇所について、道路台帳図面・調書の補正を行うための測量業務等を委託するもの。</p> <p>業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路台帳図面及び調書の補正を行うための測量 (2) 道路台帳図面（デジタル数値地形図）の補正データ作成 (3) 道路台帳調書データ補正（別途発注業務）への引継ぎ資料作成 (4) 市道認定路線網図の補正及び印刷・製本
業務のランク	なし
指名業者数	12者
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、次の条件を満たす18者のうちから12者をローテーションで指名した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内に主たる営業所を有する事業者であること。 ● 建設部門の技術士又はRCCMが在籍すること。 ● 測量士が2名以上在籍すること。 ● 電子入札登録者であること。
入札参加業者数	12者
予定価格（税込）	円
調査基準価格（税込）	円
契約金額（税込）	7,344,000円
入札の経緯及び結果	平成26年12月10日 開札 株式会社 アトラスに落札決定 （詳細は「入札調書」のとおり。）

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札																		
工事名	市道古志大野線道路改良その11工事																		
工期	平成27年3月6日～平成27年10月30日																		
工事種別	土木一式工事																		
工事概要	<p>工事場所 松江市古曾志町地内</p> <p>施工延長 L=69m 計画道路幅員 W=10.75m (車道 6.00m+路肩 1.25m+歩道 3.50m)</p> <table> <tr> <td>掘削工</td> <td>V=5m³</td> </tr> <tr> <td>盛土工</td> <td>V=497m³</td> </tr> <tr> <td>法面整形工</td> <td>A=30m²</td> </tr> <tr> <td>小型擁壁 H=500～1000</td> <td>L=5m</td> </tr> <tr> <td>プレキャスト擁壁 H=1100～1700</td> <td>L=27m</td> </tr> <tr> <td>ジオテキスタイル補強土壁</td> <td>L=58m</td> </tr> <tr> <td>角フリューム 300</td> <td>L=58m</td> </tr> <tr> <td>舗装工 (基層)</td> <td>A=190m²</td> </tr> <tr> <td>区画線工 (ペイント式)</td> <td>L=225m</td> </tr> </table>	掘削工	V=5m ³	盛土工	V=497m ³	法面整形工	A=30m ²	小型擁壁 H=500～1000	L=5m	プレキャスト擁壁 H=1100～1700	L=27m	ジオテキスタイル補強土壁	L=58m	角フリューム 300	L=58m	舗装工 (基層)	A=190m ²	区画線工 (ペイント式)	L=225m
掘削工	V=5m ³																		
盛土工	V=497m ³																		
法面整形工	A=30m ²																		
小型擁壁 H=500～1000	L=5m																		
プレキャスト擁壁 H=1100～1700	L=27m																		
ジオテキスタイル補強土壁	L=58m																		
角フリューム 300	L=58m																		
舗装工 (基層)	A=190m ²																		
区画線工 (ペイント式)	L=225m																		
工事のランク	A、B、C、D																		
指名業者数	15者																		
指名業者を選定した考え方	<p>市登録業者のうち、次の条件を満たす38者のうちから、15者をローテーションで選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業法に規定する主たる営業所が松江市橋北地区にあること。 ● 電子入札登録者であること。 																		
入札参加業者数	6者																		
予定価格 (税込)	19,499,400 円																		
最低制限価格 (税込)	16,890,120 円																		
契約金額 (税込)	19,386,000 円 (落札率 : 99.41%)																		
入札の経緯及び結果	平成27年3月4日 開札 株式会社 佐藤組に落札決定 (詳細は「入札調書」のとおり。)																		

抽出事案説明書

入札方式	随意契約
工事名	松江フォーゲルパーク動く歩道整備工事
工事種別	機械器具設置工事
工事概要	<p>松江市大垣町地内</p> <p>松江フォーゲルパーク内に設置されている動く歩道を分解、部品交換、再組立てし、所期の性能を維持する工事。</p>
随意契約の理由	<p>この動く歩道は、現場の勾配や延長に合わせて受注生産されたものであり、部品の交換には現場に適合した部品の製作と品質を管理出来る技術員の配置が必要不可欠である。このため、製造者 JFE エンジニアリング株式会社の保守部門である JFE テクノス株式会社と随意契約するもの。</p> <p>適用条項 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>
契約業者名	JFE テクノス株式会社
契約金額	<p>13,500,000 円 (契約金額÷予定価格=94.78%)</p> <p>予定価格 14,243,040 円</p> <p>調査基準価格 なし</p>
その他	<p>随意契約審査会承認日 平成 26 年 12 月 2 日</p> <p>契約日 平成 27 年 1 月 5 日</p> <p>工期 平成 27 年 1 月 6 日～同年 3 月 27 日</p>

1. 落札率等の状況について

(報告要旨)

【建設工事】

○落札率の推移

平成 26 年度年間の平均落札率は、91.54%と前年度と比較して 4.98 ポイント低下している。主な低下要因として、今期は前年度のような大規模工事、入札制度の改正がなかったこと、また、全体の約 6 割を占めた土木工事の落札率の低下 ($\Delta 1.03$ ポイント) や個別案件として舗装工事の人工芝張替工事などで落札率の低い工事があったことも一因と推測される。

○月別入札件数と落札率の推移

12 月から 3 月の入札件数は 49 件で、前年同期 53 件とほぼ同数である。

落札率は、今期平均と比べると 2 月が平均並み、3 月が高く、12 月と 1 月が低い。3 月は土木工事 8 件で年度を繰越す工事である。12 月は庭球場人工芝張替の舗装工事、1 月は雨水排水ポンプ施設の機械器具設置工事などが落札率を引下げている。

○工種別落札率の推移

前年度と比較して、管と塗装が高い。管は新体育館建設工事、塗装は校舎の外壁改修工事が高い傾向にある。

土木は落札率が約 1 ポイント低下している。前年度と比較して発注件数 150 件とはほぼ同数であるが、発注総額が低下していることから、競争性が高まったと推測される。

建築は平成 25 年度に新体育館建設工事など大規模工事が特に落札率が高かったことから今期は低下している。

舗装は補助競技場や庭球場人工芝張替工事の落札率が低かったことが影響している。機械器具設置は雨水排水ポンプ施設設備工事の 2 件である。

○価格帯別落札率推移

前年度と比較して 2000 万～3000 万円、7000 万～8000 万円の価格帯で上昇している。その他の価格帯は低下している。

7000 万～8000 万円は土木の港湾工事、橋の耐震補強工事が高い傾向にある。9000 万～1 億円は補助競技場人工芝張替工事、1 億円～1 億 5000 万円は庭球場人工芝張替工事、小学校大規模改修の建築工事などである。

【業務委託】

○落札率の推移

平成 26 年度年間の平均落札率は、88.59%で、前年度と比較して 4.18 ポイント低下している。主な低下理由は、4 月の土木設計業務、1 月の監理業務委託等が全体の落札率を引下げている。

○月別入札件数と落札率の推移

12月から3月までの入札件数は14件で、前年同期12件とほぼ同数である。
 落札率は、今期平均と比べ12月と2月が高い。1月は監理業務委託等が落札率を引下げている。

○業種別落札率の推移

前年度と比較し地質調査はほぼ同率、その他は低い傾向にある。

測量は地籍調査等が低い傾向にある。土木設計は4月案件の設計業務の落札率が低かったことなどが影響している。建築設計は校舎等の大規模改修設計等が低い傾向にある。補償は工事損害補償調査、物件調査業務等、その他は計画策定業務等である。

○価格帯別落札率推移

前年度と比較して落札率は、どの価格帯も低い。

500万～1000万円は建築設計等、1000万～2000万円は建築設計、その他の計画策定業務などが低い傾向にある。5000万～6000万円は4月の土木設計業務である。

2. 入札方式別発注工事等の状況について

(報告要旨)

12月から3月の状況について、工事の一般競争入札の平均落札率は、今年度平均と比較し大きく低下している。指名競争入札は約2ポイント、業務委託の指名競争入札は約3ポイント低下している。

一般競争入札について資料2の3ページの集計表で状況を説明する。工種別でみると、低入札価格調査の基準価格を設定していない庭球場人工芝張替舗装工事の落札率が低い。指名競争入札は7ページの集計表で説明する。工種別で機械器具設置は雨水排水ポンプ施設設備工事で最低制限価格を設定していない工事である。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>○ 配布された資料において、最も落札率が低い工事は「黒田2号雨水排水ポンプ施設電気機械設備工事」である。この落札率は57.88%、予定価格超過者は2者、有効入札者数は4者である。落札者を除く有効入札者3者の入札金額はまんべんなく分布しているのか、それとも偏りがあるのか？ 同様に、「川向クリーンセンター基幹整備工事施工監理業務委託」においてはどうか？ この落札率も低く、予定価格超過者は3者、有効入札者数は7者である。</p>	<p>○ 2件とも、均等にばらついているわけではなく、1番札をつけた業者（落札者）が非常に低い金額で落札している。 「黒田2号」では1番札（910万円）と2番札（1370万円）の差が460万円と非常に離れている。2、3、4番札については大きな開きはなく、少し離れて5番札、6番札となっている。 「川向」も1番札を付けた業者が770万円余りと非常に低い金額で応札した。本件については調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査の結果適切な履行が可能と判断し落札決定している。1番札（770万円余り）と2番札（1000万円）については非常に離れているが、2番札以降については大きな開きはない。 どちらの案件も、落札者が強い受注意欲を持って入札に臨んだものと推定される。</p>

審議結果：全委員了承

【審議事項について】

1. 一般競争入札【松江市営庭球場人工芝張替工事】

落札率が低いことについて

入札結果を見ると、応札した5者はいずれも予定価格の50%以下で応札している。

本工事は、県の建設工事積算基準に既設人工芝撤去や人工芝敷設の施工歩掛が無く、また人工芝材料単価も県単価・物価資料に掲載されていないため、見積や特別資材調査により単価決定し積算している。

設計書と応札時に提出された工事費内訳書を数社分抽出（1・3・5位）し比較したところ、各社とも既に直接工事費の段階で、設計の4割強程度まで下げた内訳となっている。

また、間接工事費（諸経費）については、積上げ安全費（交通誘導員）を除いて、ほぼ全社が極端に低い諸経費内訳となっている。

なお、類似工事（松江市営補助競技場人工芝張替工事）について、参考として検証してみると、応札した4者は、予定価格の72%以上で応札している。

低入札価格調査制度が不適用であることについて

松江市では、「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第3条（適用対象工事）第2項において、「市長が必要と認める工事については適用除外とする」としており、

具体的には、二次製品比率が極めて高い工事等については、適用しないこととしている。

【低落札率となった要因の推察】

① 工事規模が大（12,310m²）

製品コストの抑制が期待される。

受注者にとっては、今後、大規模工事の施工実績となる。

② 施工性・作業効率

全面張替工事であり、施工性・作業効率が良い。

③ 施工箇所の外周が、既存フェンス・壁で分離された構造

施工に際し、仮設工（工事用バリケード）等の費用が軽減可能で、間接工事費の大幅軽減が可能と判断。

④ 人工芝メーカー間の競争

工事仕様書で、実質2つのメーカー製品を選択できる仕様としており、施工業者と大口取引のある人工芝製造メーカー間のシェア争いもあり、製品費が極端に下がった。

⑤ 類似工事の直近入札結果から、各社の入札価格が極端に廉価へ

人工芝張替を主体とする類似工事（松江市営補助競技場人工芝張替工事）の入札が平成26年11月14日に開札され、その落札率は72.19%と相当低い落札率となっていた。

この開札結果は公表されており、その半月後に入札された当該工事の開札では、応札 6 社共に 50% 以下の落札率で応札しており、直近で実施した類似工事の入札結果が、本工事の極端に低い落札率の一要因となっているとも考えられる。

【低入札価格調査制度を不適用とした事項について】

直接工事費に占める二次製品の割合が極端に高いため、低入札価格調査制度の適用対象外とした。適用対象外となる「市長が必要と認める工事」については、その都度、審査会に諮り決定している。

この工事は、同制度の適用対象外ではあるが、想定外の低落札率となっており、発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）においても、「適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等」として、ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底するとされている。

当該工事では、監督員の現場確認頻度を増やすなどの監督強化により、適正な品質を確保することが出来ているが、一方、担い手育成等の観点からすると、適正な利潤の確保が図られているかどうか疑問となる点もある。また、入札時に桁違い応札者等の排除も出来ないこととなる。さらに、市外業者が受注した場合でも、市内業者が下請人となる事も想定される。

このため、今後、二次製品比率の高い工事についても、低入札価格調査制度や最低制限価格の対象とする基本原則を遵守し、市長が必要と認める工事の例外規定については、更に慎重に適用することが必要となると考えられるため、同制度等の適用対象等について、今後とも研究する必要があると思う。

【考察のまとめ】

落札率が低い点について

当該工事の施工規模や作業効率等の他に、人工芝メーカー間のシェア争い、類似工事の入札結果などから、全社共に低い落札率で応札したのと考えられる。

低入札価格調査制度不適用とした点について

今後、他県・他市の事例等も調査し、適用対象工事等の範囲等について引き続き研究したい。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 入札調書において、上位 3 者と下位 3 者との間が開いていると思うが、両者の工事内訳に違いはあるか？	○ 今回、代表して 1 番、3 番、5 番の業者で比較しており、その質問に対し適切に回答できない。1 つ言えるのは、1 番の業者と 2 番の業者とは異なるメーカーの製品を使っていることから、芝メーカーも含めた激しい競争があったものと思われる。
○ 人工芝のメーカーは何社ぐらいあるか？	○ 発注者の要求性能を満たすメーカーは 2 社である。
○ 県の積算基準がなく、人工芝の単価もわからない。見積りは何社か取っていると思うが、市民の感覚からすると、すべての業者が予定価格の 50% を切っているとなると、予定価格の設定が適切であったか疑問に思う。予定価	○ 業者から見積りを取ったほか、特別資材調査といって第三者の調査機関に人工芝単価及び歩掛について調査させ、適切な予定価格であることを確認している。

格の設定は大丈夫か？	
○ ダumpingには当たらないか？	○ 公正取引委員会が公表している資料によれば、安値応札には「いい安値応札」と「悪い安値応札」がある。いい安値応札の中には、実績作りを期待してコストを度外視した応札などが含まれ、本工事の安値応札もこの「いい安値応札」に該当するものと思われる。なお、「悪い安値応札」には、破産をいとわない応札や、下請けへのしわ寄せ、粗雑工事を前提とした応札等が考えられる。 本工事は、低入札価格調査対象工事ではないが、それに準じた重点監督をして品質を確保したと考えている。
○ 今回の入札において低入札価格調査をしないことは、応札者は知っているか？ 公表されているか？	○ 入札公告の入札条件に適用しないと書いてある。
○ 本工事において、施工後の維持管理業務は含まれているか？	○ 本工事には含まれていない。将来部分的な補修が生じることと思うが、その時は今回とは異なる入札条件となる可能性がある。
○ 予定価格とのかい離がなぜ生まれたのかということについて、適切な説明があったことと思う。今後も不当販売にならないように注意しながら入札手続きをしてほしい。他の委員もそのような考えであると思う。 審議結果：全委員了承	

2. 指名競争入札【黒田2号雨水排水ポンプ槽・圧送管設置工事】

(説明要旨)

【当該工事の現場条件や施工性はどうか】

施工区域は終日車両通行止めでの施工だが、この工事区間の両側に病院があるため、歩行者も含め、やや交通量の多い現場である。また、地下埋設物や架空線も多いため、安全性に配慮した施工が求められる現場である。

工事概要については次の通り。マンホール形式ポンプ槽に鋼製のケーシングを取り付け、クラムシェルで内部を掘削しながら圧入し、所定の深さまで沈める。道路両側の側溝とマンホールをヒューム管でつなぎ、マンホールから排出先の河川まで、塩ビ管を敷設し、舗装復旧して完了する。

工事期間中は、車両通行止めするが、歩行者は通行可能であり、また、交差点もあるため、設計計上している安全費以上の交通誘導員等の現場対応が必要と判断されたため、落札率が高くなった一因となっていると考えられる。

【工事設計書と工事費内訳書の検証】

当該工事の入札時に応札者から提出された工事費内訳書（応札者見積額）と、市の工事設計書（設計額）を比較検討した結果、直接工事費の合計額で、応札者見積額が設計額に比べ 12 万 6 千円高く算出されていた。金額が大きく相違するのは、現場管理費と一般管理費の部分であり、設計額に比べ応札者見積額が 36 万円から 41 万円低く算出されていた。

工種としては、下水道工事で通常施工されている工種であり、設計歩掛も公表されていることから、直接工事費までの積算は、ほとんど相違がなかったものと考えられる。

諸経費については、各業者の考え方や、導入している積算ソフトの違いにより、金額に差が生ずるものとする。結果的に 95.2%の落札率になったものとする。

質問及び意見	回答
<p>○ 43 者のうちから 15 者をローテーションで選定したとあるが、「ローテーションで選定」との意味を詳しく説明してほしい。</p>	<p>○ 土木一式工事で名簿掲載された全業者を A,B,C,D の 4 区分にランク分けをする。次に市内業者を大きく二つに分ける。すなわち、橋北と橋南である。本工事は橋北地区の工事であるため、市内橋北の業者 43 者から選定する。この工事では A から 4 者、B から 5 者、C から 5 者、D から 1 者を選定した。このうち、例えば A 等級の者のうちから 4 者を選ぶ方法であるが、本工事以外の他工事の指名回数を勘案しながら、均等な入札参加になるよう指名する。また、工事現場に近い地元の業者を優遇することを考慮しながら選定している。</p>
<p>○ 選定基準や過程については公表されているのか？ 例えば A 等級の者が 15 者あって、そこから 4 者選定したことの理由が公表されているか？</p>	<p>○ 「松江市建設工事入札参加者等選定要領」に基づき選定した。この要領において、選定基準数（設計金額 1000 万円以上 2000 万円未満の土木一式工事で 15 者以上）、各等級の構成（本工事の場合 A 等級が 30%以下など）が定められている。また本要領第 2 条第 1 項第 4 号に「選定が特定の有資格者に偏りしないよう留意すること。」とあり、他の工事の選定等を考慮し、A 等級にあっては当該 4 者を選定した。</p>
<p>○ 今の事務局説明であるが、いずれにしても庁内の関係規則に基づいて選定しているということで良いか？ これらの関係規則は公表されているものか？</p>	<p>○ はい。</p>
<p>○ 本工事では、庁内規則に基づいて 15 者選定したということだが、指名された業者は、ほかの 14 者に誰が指名されたかわかるのか？</p>	<p>○ 入札が終了するまでわからない。</p>

審議結果：全委員了承	
3. 指名競争入札【平成 26 年度 松江市道路台帳補正業務委託（数値地形図補正）】	
<p>(説明要旨)</p> <p>【当該業務の条件施工性はどうか】</p> <p>この業務においては、標準歩掛がないため、事前に 9 社から歩掛見積もりを徴取し、そのうちの最も低い歩掛を採用し、業務設計書を作成している。入札においては、見積もりを徴取した 9 社を含めて 12 社で行っている。</p> <p>【業務設計書と落札額の検証】</p> <p>入札調書を見ると、落札者以外はすべて予定価格超過になっている。</p> <p>この業務の落札者は、事前に歩掛見積もりを徴取したうちの最低見積もり者であり、ほぼ見積書通りの額で入札している。歩掛見積もりを徴取したうち、最高額を提出した業者においては、事前の見積額より 34 万円下げて入札しているが、落札額と 25 万円の開きがあっている。</p> <p>歩掛見積もりの比較では、直接費で最低額と 382 千円、諸経費・税を含めると 656 千円の開きがあった。一方、入札時の比較では諸経費・税を含めると 432 千円の開きとなっており、差は縮まってきている。</p> <p>設計書を作成するための歩掛見積もりにおいて、項目ごとの最低額を採用しているが、どの項目も最低見積り者のものが低く、予定価格が見積もりの最低額で設定したため、落札率が高くなったと考える。</p> <p>本来、市の積算ルールにおいて見積額の平均額直近下位の数字を採用することとしているが、本業務の積算においてはそれが守られておらず、最低額を設計金額としたため、落札金額が予定価格とほぼ同額となった。</p>	
質 問 及 び 意 見	回 答
○ 今回は見積額の平均額直近下位ではなく、最低の数字を使った。何か理由があったのか？	○ この積算ルールについて、庁内においては契約検査課長から工事関係課長宛てに通知したものである。その適用範囲について、建設工事又は建設工事関連業務委託としている。本業務は、業務委託の後に工事が発生する業務ではないため、担当者が適用範囲について誤解したものであると思われる。今後は、本業務のように後に工事が無いものについても適用するということを徹底していきたい。
○ 前年も同時期に道路台帳業務委託が抽出された。先ほどの回答にあったように、気を付けていただきたい。	
審議結果：全委員了承	
4. 指名競争入札【市道古志大野線道路改良その 11 工事】	
(説明要旨)	

【考 察】

・当該工事の特徴

- ① この道路は、平成 18 年度からの継続施工路線である。
この工事区間は、現況道路部と拡幅部を、片側ずつ交通を確保（供用）しながら施工する工事であり、年度末に発注する擁壁工（3 種類のタイプ）を主体とする工事内容となっている。
- ② 擁壁工のうち、プレキャスト L 型擁壁工を南側（左側）拡幅部に先行して設置し、交通流（車両・歩行者）を L 型擁壁側へ切替え後、補強土壁工を北側（右側）に設置するもの。補強土壁工は、施工管理や出来形・品質管理に多少高度な技術を必要とする工種となる。
- ③ この路線は、古江小学校や湖北中学校への通学路となっており、通過車両交通以外にも歩行者や自転車等も安全に誘導する必要がある現場である。
- ④ 拡幅部側の電柱等は既に仮設移転済であるが、現道部には県企業局の DIPφ700 があり、また沿線には農業用パイプラインも敷設されており、施工時には地下埋設物の試掘確認等を伴う工事となる。
- ⑤ 予定価格が税込で 2 千万円弱であり、この金額を区分として入札方法（一般・指名）が変わるため、指名業者からはこの案件が税込で 2000 万円以下の工事であると容易に推察できる。

・当該工事の工事内訳書の考察

応札した 6 者のうち、3 者を抽出し入札時に提出された工事内訳書を検証した結果、市の設計金額と大差なく全体として概ね適正な積算見積がなされていると判断される。

・考察のまとめ

当該工事は、年度末に発注する現道暫定拡幅工事であり、実質の工事着手は年度初めからとなるため、各社の入札参加意欲が期待されると予想された。

しかし、視距が確保出来ない施工区間での交通流の切替えや安全対策等の施工管理を要する施工条件と、補強土壁の品質管理等に伴う施工技術が多少高度であり、結果として**入札辞退者が多くなった**。

各応札者は受注意欲があるものの、**応札した全社とも相対的に高めの額で第一回入札を行なったため、結果として高い落札率となった**ものと考えられる。

質 問 及 び 意 見	回 答
○ 同じ道路でもこの道路は難しい工事と受け止めてよいか。	○ 本工事については橋りょうに補強土壁が近接しているということもあるが、往々にしてこの路線は軟弱なところが多く、難しい工事である。
○ そういうことも手伝って辞退者が多いということか？	○ この路線は平成 18 年度から継続して行っているが、今までの施工者を見ると、限られた業者 3 者ないし 4 者のみが受注している。最近では本工事の落札者が、工事現場最寄りの業者とい

	うこともあり継続して受注している。
審議結果：全委員了承	
5. 随意契約【松江フォーゲルパーク動く歩道整備工事】	
(説明要旨)	
<p>工事概要</p> <p>本工事は、松江フォーゲルパーク内の動く歩道を整備するため部品の取替等を行うもの。 平成 26 年度は手摺ベルト駆動用スプロケット交換及びホイール交換、安全装置、操作スイッチ交換を実施するもの。 この施設は平成 12 年度完成し、平成 20 年度から 26 年度までの 7 年間で約 5800 万円の修理工事を行っている。 施工時期は、来場者が少ない冬季とした。</p> <p>随意契約の理由</p> <p>動く歩道は現場の勾配や延長に合わせて受注生産されたものであり、部品の交換には現場に適合した部品の製作と品質を管理できる技術員の配置が必要不可欠であるため、製造者 JFE エンジニアリング(株)の保守部門である JFE テクノス(株)と随意契約するもの。 適用条項は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号である。</p> <p>予定価格の算出と契約金額</p> <p>予定価格の算出については次の通り行った。すなわち、市内部の随意契約審査会で承認されたのち、契約予定者に見積を徴し、提出された見積書を参考に設計書を作成した。これは、特殊工事であり標準的な歩掛がないためである。なお、共通費等(諸経費)については松江市が定めている率を採用した。 契約金額÷予定価格が約 95%となったことについては、設計書作成後、部品部分について値引き交渉を行い、契約金額を下げたことによるものである。</p>	
質 問 及 び 意 見	回 答
○ フォーゲルパークの動く歩道とは既製品ではなく、特注ということか？	○ はい。
○ 保守料というのは毎年発生しているのか？	○ 指定管理者が保守料を払っている。
○ これは大規模修繕に当たるということか？	○ 大規模とは言えないが、通常の保守範囲(点検・整備)を超える修繕である。保守点検により修繕が必要と判断されたものを、今回のように修繕工事として発注している。
○ 製造者と今回随意契約をした会社はどこにあるのか？ 近くに営業所があるのか？	○ 近くにはない。両社とも JFE グループ(鉄鋼大手メーカーである JFE スチールなどを擁する会社)の一員であり、拠点は九州にある。九州から出張して泊まり込みで工事をしたものと思われる。
審議結果：全委員了承	

【報告事項】
<p>1. 指名停止等の運用状況について</p> <p>平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に、1 件の指名停止を行った。</p>
<p>2. 入札制度の変更と落札率の推移</p> <p>建設工事における入札制度の変更と落札率の推移を表にまとめた。</p> <p>平成 26 年度の平均落札率は 94.06%と平成 25 年度の 96.53%に比べ、2.47 ポイント低下した。これは、平成 25 年度には契約金額、落札率とも高い新体育館建設工事があったのに対し平成 26 年度はそのような大規模工事がなかったこと、平成 26 年度は制度改正から 1 年余りが経過し、応札者の側も制度に対する理解が深まったことが影響していると思われる。</p> <p>平均落札率について、平成 24 年度以前と平成 26 年度とを比較すると、2 ポイントから 4 ポイント上昇しているが、これは調査基準価格及び最低制限価格を上げたことにより、ダンピングの抑止効果があったものと思われる。</p>
【その他】
<p>[次回開催予定について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 10 月又は 11 月に開催することとし、日時は事務局で調整する。 <p style="text-align: right;">以上</p>